

## 空き用地などの 情報を募集しています

企業から寄せられるさまざまな立地の要望に応えるため、空き用地・工場・倉庫・店舗などの登録制度を設けています。登録していただいた情報は市ホームページに掲載し、立地を検討している企業に対して広く紹介します。

現在、使用していない土地や建物を所有している方(個人、法人ともに可)は、ぜひ情報をお寄せください。

▶要件

【土地面積】おおむね 1,000㎡以上

【建物面積】おおむね 500㎡以上

▶問い合わせ

電話またはメールで商工観光課企業誘致担当(内線384)

【Eメール】syoko@city.gyoda.lg.jp

## エコノミックガーデニングの取り組み

「エコノミックガーデニング」とは、地域経済を「庭」、地元中小企業を「植物」に見立て、企業が成長する環境を整え、企業が成長する環境を整え、成長させることにより雇用拡大を促進し、地域経済を活性化させる施策です。

企業誘致も重要ですが、市内

企業の発展、市外への流出防止はそれ以上に重要となります。市では、「エコノミックガーデニング」を取り入れ、意欲のある地元中小企業が市内で操業を継続し、成長できるような環境を整備するため、市内金融機関や商工業関係団体、大学などの地域内連携を強化し、市内企業への支援について検討していきます。



起業家の育成や空き店舗の有効活用を通じて、市内での就業機会の拡大や地域の活性化を図るため、空き店舗を賃借して新たに事業を開始しようとする方に対し、家賃および店舗などの改修費用の一部を助成しています。

助成区分	条件など	交付率	助成限度額
空き店舗等賃借料	空き店舗などの賃借料(消費税を除く) 助成期間は36カ月とします。	2分の1	50,000円/月
空き店舗等改修費	空き店舗などの改修費(消費税を除く) 当初改修費のみを対象とします。	2分の1	100㎡以下の店舗 500,000円 100㎡を超える店舗 1,000,000円 その他特定建築物 2,500,000円

平成25年度は、この制度を利用して新たに8店舗が営業を開始しました。なお、制度が始まった平成19年度からの累計では52店舗が出店し、そのうち48店舗が現在まで継続して事業を行っています。



ライ  
足袋蔵パン工房rye  
(行田・新町アーケード)

蔵を改装したおしゃれなパン屋さん。



カフェ&ギャラリーはーふむーん  
(佐間・南小学校前)

絵や書を眺めながらくつろげるカフェ。



うどん大地  
(忍・市役所前)

こだわりの創作うどんと豊富なお酒。  
ジャズが流れるおしゃれなお店。

## この春、新たな子育て支援拠点施設がオープンします

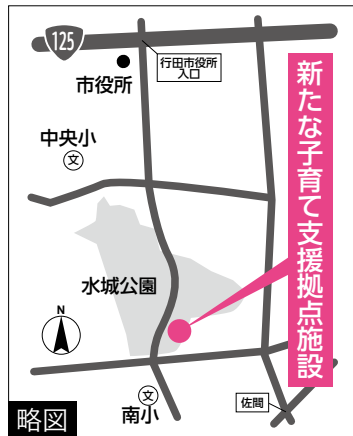
この春、市民の憩いの場である水城公園内に新たな子育て支援拠点施設がオープンします。現在、4月の開館を目指して準備中です。ここでは、その新しい子育て支援拠点施設の概要をお知らせします。

### 屋内スペース

屋内では、子育て世帯の親子が遊んだり、交流したりすることができるスペースを設置する他、子育ての悩みに専門スタッフがアドバイスする子育て相談も随時行います。また、楽しい講座や子育てに関する講習会なども実施し、子育て世帯の親子をお迎えます。

### 公園を生かした屋外スペース

屋外スペースには、緑豊かな立地を生かした遊具や水遊び場、ふわふわドームなどを設置し、子供たちの楽しい遊び場をつくります。



子育て世帯の親子の皆さん、現在妊娠中の方、どうぞ春のオープンまで楽しみにお待ちください。

子育て支援拠点施設は、妊娠中の方から主に就学前のお子さんとその保護者の方が利用できる施設です。市内には、この他にも子育て支援センターやつどいの広場などがあり、子育て世帯の親子が自由に遊べます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262・292)

## 臨時福祉給付金が支給されます

4月から消費税率が8パーセントに引き上げられますが、所得の低い方への負担の影響に配慮し、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」の給付について国で検討しています。平成26年度分の市民税(均等割)が課税されない方は、「臨時福祉給付金」の給付対象となる可能性があります。

### ▶対象

平成26年1月1日に本市の住民基本台帳に登録されている方で、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されない方  
ただし、次の場合を除きます。

- ・市民税が課税される方に扶養されている場合
- ・生活保護を受けている場合

※市民税が課税されない方かどうかを判定するには、所得の申告が必要です。所得がない方でも申告をしていないと、臨時福祉給付金の対象とならない場合がありますので、必ず申告するようお願いします。

### ▶給付額

給付対象者1人につき10,000円

給付対象者のうち次の方は15,000円

- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
- ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

### ▶給付金の申請手続き

申請・支給手続きについては現在準備中です。詳細は「市報ぎょうだ」4月号でお知らせします。

▶問い合わせ 福祉課臨時福祉給付金担当(内線458)

### 臨時福祉給付金に関する詐欺にご注意ください

「臨時福祉給付金」については、現在、給付に向けた準備を進めています。

#### ▶注意

- ・現時点で、市や厚生労働省などが、皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。
- ・市や厚生労働省などが、ATM(銀行、コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

※臨時福祉給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」にご注意ください。